

I-RECに関する会計処理および税務上の取扱いに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構事務局

このQ&Aは、I-RECの日本における発行主体である一般社団法人ローカルグッド創成支援機構（以下、当機構といいます。）からの事前照会に対する東京国税局の口頭回答に基づき当機構が作成したものであり、一般的な会計処理および税務上の取り扱いに関する参考情報として提供するものになります。このQ&Aは貴社において取得したI-RECが資産性を有することを前提とするものであり、貴社における固有の状況によりI-RECの資産性の有無について異なる判断がなされた場合には、会計処理および税務上の取扱いが当Q&Aと異なるものとなる可能性があります。その結果生じたいかなる損害に対しても当機構は一切の責任を負いません。貴社における具体的な会計処理および税務上の取扱いにつきましては、顧問の公認会計士、税理士、監査法人等の会計税務専門家に相談のうえご決定ください。

Q1. I-RECを取得した際の会計処理を教えてください。

A1. I-RECを転売または自社のサービスと一体として販売することを目的として取得した場合には、棚卸資産として資産計上します。RE100等の制度達成を目的として取得した場合には、その他任意の勘定科目で資産計上します。

Q2. I-RECを転売した場合、I-RECの購入対価の金額は損金に算入することができますか？

A2. I-RECを転売した時点において、取得時に棚卸資産として計上したI-RECの金額を法人税法29条に基づき売上原価として損金に算入することができます。

Q3. I-RECを自社のサービスに含めて販売した場合、I-RECの購入対価の金額は損金に算入することができますか？

A3. I-RECを自社のサービスに含めて販売した時点において、取得時に棚卸資産として計上したI-RECの金額を、法人税法29条に基づき売上原価として損金に算入することができます。

Q4. RE100等の制度達成を目的としてI-RECを取得し、その後償却した場合、I-RECの購入対価の金額を損金に算入することができますか？

A4. RE100等の制度達成を目的としてI-RECを償却した場合、償却日の属する事業年度において、取得時に資産計上したI-RECの金額を、販売費および一般管理費として損金に算入することができます。